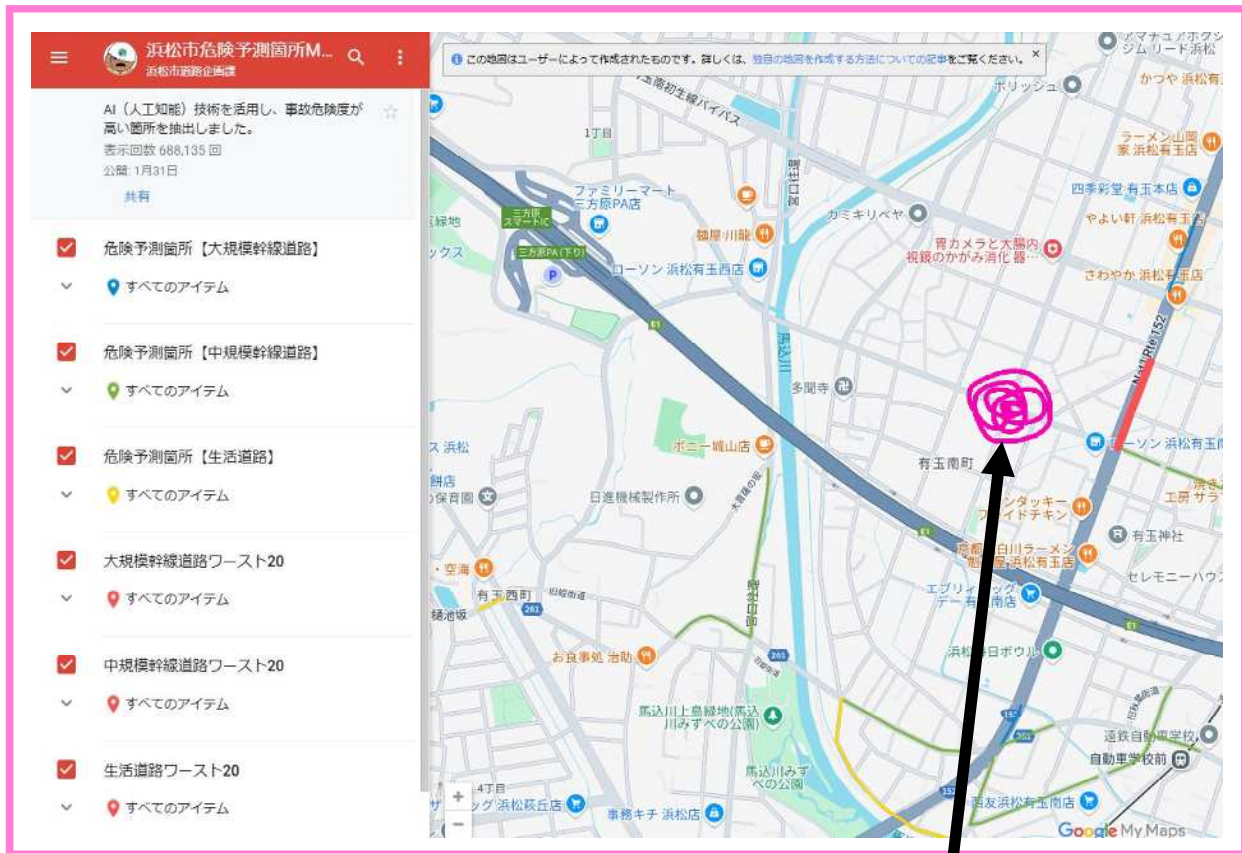


資料 1



中央区有玉南町 消防局東消防署 有玉出張所前
有玉小学校から 350m 地点の交差点



浜松市危険予測箇所 MAP 上

この地点はマークなし

石津本人 撮影

資料2-1

木造建築物を建築する場合の 建築確認手続きが見直されます

2022(令和4)年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付けられます**。
同法では、**建築確認・検査対象の見直し**や**審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小**が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます

1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります

改正前	改正後
4号建築物 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物  木造 2階建て 木造 平屋建て等 ・都市計画区域等内に建築する際には建築確認・検査が必要 ・審査省略制度の対象	新2号建築物 改正法第6条第1項第2号に該当する建築物  木造 2階建て 木造平屋建て(延べ面積200㎡超) ・全ての地域で建築確認・検査(大規模な修繕・模様替を含む)が必要 ・審査省略制度の対象外 新3号建築物 改正法第6条第1項第3号に該当する建築物  木造平屋建て(延べ面積200㎡以下) ・都市計画区域等内に建築する際には、建築確認・検査が必要 ・審査省略制度の対象

2 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります

改正前	改正後
4号建築物  確認申請書・図書(一部図書省略)	新2号建築物  確認申請書・図書 +  構造関係規定等の図書(新たに提出が必要) +  省エネ関連の図書(新たに提出が必要)
	新3号建築物  確認申請書・図書(現行と同様に一部図書省略を継続)

●今後、建築基準法施行規則において、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項を規定する予定です。

3 2025(令和7)年4月に施行予定です

- 「省エネ基準への適合義務化」及び「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」に係る改正は、**2025(令和7)年4月に施行予定**です。
- 今般の法改正に関係する法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。



製材のJAS認証取得のすすめ



木材を取り巻く環境の変化に対応して、
JAS認証を取得しませんか？

1. 建築物で木材の品質の確認を受ける範囲が拡大します！

令和7年4月1日から改正建築基準法が施行され、構造計算（※）が必要となる建築物の範囲が拡大（延べ面積300㎡超へ）され、建築確認申請における構造関係の審査が必須となる建築物の範囲が拡大（延べ面積200㎡以下の平屋以外全て）されます。

※調査・外力により耐力に生じる力を計算すること。

※自重・外力により部材に生じる力等を計算すること。

＜改正建築基準法の概要＞



- ① 構造計算が必要な範囲が拡大します（**【2】部**）。
JAS材は無等級材に比べて高い強度で計算できます。
- ② 建築確認申請で、木材の品質の確認が必須となる範囲が拡大します（2階建ては全て）。
JAS材は品質・性能を明確に示すことが可能です（**【2】部**）。
- ③ 仕様規定が改正され、JAS材であれば、
柱の小径を小さくすることが可能となります（**【2】部**）。

(単位: N/mm ²)		圧縮 (Fc)	引張り (Ft)	曲げ (Fb)
JAS	機械等級区分 (E70)	23.4	17.4	29.4
	目視等級区分 (甲種 1級)	21.6	16.2	27.0
無等級材		17.7	13.5	22.2

王式賢村の農業調査(昭和30年)第24次調査報告書 第3編 第3号

2. 国が整備する木造建築物ではJAS材の使用が原則です！

国が整備する施設のうち、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が発注する木造官庁施設では、「木造計画・設計基準」により、構造耐力上主要な部分に用いる製材は、「原則として、JASに適合するもの」とすることが定められています。

また、「木造計画・設計基準」は、各省庁や地方公共団体へ広く情報提供されています。

3. JAS製材の規格が見直され、生産しやすくなります！(令和7年度予定)

- SD20の製材について、木口のマイナスの寸法許容差(0.1mm)が認められ、表示寸法どおりの材を生産しやすくなります。
- 含水率検査について、マイクロ波含水率計の使用による非破壊の試験方法が追加されます。
- 機械等級区分の曲げヤング係数において、これまでの下限値と上限値での管理から、下限値と平均値での管理となるため、強度の高いものが含まれていても格付が可能となります。

林野庁

構造用製材の認証区分ごとの特徴

JAS構造用製材（※）には、「機械等級区分」と「目視等級区分」があります。工場の経営方針や取引先のニーズに応じたJAS認証区分で、認証取得をご検討ください。

なお、都府県によっては、JAS認証取得経費の支援を行っているところもありますので、各都府県にお問い合わせください。

※枠組壁工法構造用製材のJAS認証の取得も選択肢となります。

	機械等級区分構造用製材	目視等級区分構造用製材（乾燥）
規格の適用範囲	構造用製材のうち、人工乾燥処理を施した材のヤング係数を機械によって測定し、等級区分するもの	構造用製材のうち、節、丸身等材の欠点を目視によって測定し、等級区分するもの
適している工場	・設備投資により効率的にJAS製材を製造したい ・強度の明確な材を製造したい	設備投資を抑えて、JAS製材を製造したい
取扱業者の認証に係る審査	登録認証機関が、「製材についての取扱業者の認証の技術的基準」（平成13年8月28日農林水産省告示第1137号）に適合することについて書類審査、製品検査等を実施	
JAS材製造に必要な主な機械器具（相挽き以降）	・木材乾燥機 ・モルダー ・グレーディングマシン ・含水率測定器 等	・木材乾燥機（天然乾燥の場合不要） ・モルダー ・含水率測定器 等
必要な人員 （格付検査を外部委託する場合）	①品質管理責任者及び担当者 2名以上※1 ②材面の品質検査担当者 2名以上（①と兼務可）※1 ③格付担当者 1名（①の責任者とは兼務不可）※1 ④「木材乾燥士」※2もしくは「針葉樹製材乾燥技術者」※3の有資格者 ※4 ※1 登録認証機関が講習会を実施 ※2 （公社）日本木材加工技術協会が資格試験を実施 ※3 （公財）日本住宅・木材技術センターが資格試験を実施 ※4 人工乾燥材の場合は必須。天然乾燥材の場合は不要	
新規認証手数料 （格付検査を外部委託する場合）	352,000円（税込） （その他新規認証時の検査・試験料・旅費等実費が必要）	275,000円（税込） （その他新規認証時の検査・試験料・旅費等実費が必要）
認証取得に要する時間	通常、6ヵ月程度 （必要な資格取得等の上、申請品目の製造管理データ2ヵ月分以上を用意し、審査を受ける必要）	
年間認証維持費 （監査手数料）	110,000円（税込） （その他試験料・旅費等実費が必要）	
格付検査料	2ヵ月に1回、3～5万円程度 （都道府県ごとに異なるため、登録認証機関に要確認。格付検査料のほか、検査員の旅費等実費が必要）	

注：表中の手数料等は、令和6年10月現在の一般社団法人全国木材検査・研究協会のJAS認証手数料等規定による。

問合せ先

- ・一般社団法人全国木材検査・研究協会 TEL：03-6206-1255
- ・地域木材団体

資料3

浜松市内の健康経営優良法人認定数 推移

部門等	2019 年度 認定	2020 年度 認定	2021 年度 認定	2022 年度 認定	㊤2023 年度 認定	㊤2021 年度 市内法人数	㊤／㊤ 割合
大規模法人部門	10	12	13	15	15	56	26.79%
中小規模法人部門	41	82	142	166	169	22,655	0.75%
合計認定数	51	94	155	181	184	22,711	0.81%

※市内法人数は2021年度経済センサス（最新）

